

第1部：委員会の議論から福島の報道を考える

水島久光委員長代行 基調スピーチ

「放送倫理検証委員会が大切にしていること 4つの事案の議論から」

後半の福島の報道についての議論に少しでも役立てもらえるようなキーワードがあればと思って、検証委員会の過去の意見書の論点を整理してみました。委員会が意見書で放送倫理に関する判断を行うときには、民放連の『放送基準』あるいは、NHKと民放連が作った『放送倫理基本綱領』に根拠を求めています。『放送基準』は条文になっていて個々の項目について「これをするのを注意しましょう」という書き方になっていますが、『基本綱領』ではその前提である放送の使命とリスクが、比較的わかりやすくまとめられています。その辺のところの再認識をスタートラインにして、お話ししていきたいと思っています。各事案は、その当該局だけでなく放送業界全ての方々と一緒に考えていきたいという思いで、意見書に仕上げるようにしていますが、今日は、特に福島の皆さんとお話することを意識して、その中から特に4つの事案を選びました。

意見書の中の3つのキーワード

委員会決定第4号：光市母子殺害事件の差戻控訴審に関する放送についての意見(2008年4月15日)

まず、光市母子殺害事件の差戻控訴審に関する事案について。この問題を扱った33の番組を対象に幅広く検証して意見書を出したものです。この中で委員会は、テレビ報道が巨大な凡庸に陥っているのではないかと問題提起しました。既に5年が経っている事案ですが、ここから3つのキーワードが導き出せます。

1つ目は「集団的過剰同調」です。意見書の本文では、「そこには、かつての集団的過剰取材に見られたような、その場の勢いで感情的に反応するだけの性急さがなかったかどうか。他局でやっているから自局でもやる、さらに輪をかけて大げさにやるという、集団的過剰同調番組という傾向がなかっただろうか」と書いています。取材現場でメディアスクラム的なものが起こることに関する注意というのはしばしばなされますが、ここで起きたのは、スタジオの中でコメンテーターたちが同じような意見で頷き合って、ある種の偏った論調を形成してしまったことです。それに対してこの意見書は、番組全体の中で、公平・公正さのバランスに留意できていただろうか、と問題提起をしています。

キーワードの2つ目は「人間ドラマ」、報道の中での人間性の描き方です。特に問題があるとして我々が指摘したことは、多くの報道やワイドショーの中で、予め善・悪を決めてしまって、そのコントラストで人間性を描いていなかったらどうかということです。テレビ番組は分かりやすさを追求しなければならない側面があるので、どうしても陥りがちな部分だと思うのですが、そういう対比的な手法に頼ることで、果たしてなにが伝わるのか

という問題を考えてみてもらえませんか、という語りかけをしています。

3つ目は「裁判員制度」です。検証した33番組のうち多くの番組の中で、制作者や出演者たちの、法や裁判に対する知識の乏しさが露呈しました。結果として、裁判員制度がこれから導入されることについての理解があまり進んでないことが危惧される、というような意見だったと思います。

委員会決定第5号：NHK教育テレビ『ETV2001シリーズ戦争をどう裁くか』第2回「問われる戦時性暴力」に関する意見（2009年4月28日）

次にご紹介するのが、『ETV2001シリーズ 戦争をどう裁くか』の第2回「問われる戦時性暴力」に関する意見です。これを審議したのは2008年から9年にかけてなんですが、番組自体は2001年に放送されたものです。それまでもいろいろな側面からたびたび問題になりましたが、特に2005年に、当時のスタッフの方の告発があったことがきっかけで、多くの人を知るところになりました。ちょうど2008年は出演者が起こした裁判が一区切りしたこともあって、委員会で取り扱うことになりました。こうした発生から時間が経過した事案も、必要とあれば、審議の対象にしてきたのです。

特にこの審議では、そもそも政治的な介入が実際にあったかどうかという、放送界の外の事実関係について問うのではなく、そういった外部からの圧力に対して、どのように対峙したのか、忖度はあったのかという、放送界内部の問題として議論した点が重要です。我々はあくまで放送界のご意見番ですから、あくまで放送業界に対してモノを言うという姿勢を示したわけです。その時の意見書から、やはりキーワードを3つ拾ってみます。

1つは「改編過程の検証」です。実は2008年時点でも、もう放送から時間も相当経っていますから、ヒアリングを行うのは困難でした。その代わりに、NHKがホームページに掲載していた、その経緯を説明するドキュメントと、それから放送された番組という、既におおやけになっているものを素材に、徹底的に分析をして意見を発表したのです。それらを見ると、番組づくりの過程としては明らかにおかしな点が出てきたのです。つまり、制作者の意図によって構成された番組の流れが、制作過程の外からの意見によって歪められた形跡が、番組の表現に不自然さとして表れていることが確認された。このように、適正ではない制作過程は、必ずその制作物にそれが表れてしまうのだということを、指摘したのがこの意見書の一つの特徴です。

2つ目は「放送局の自主・自律」です。これまでもこの放送倫理検証委員会では、この「自主・自律」ということを主要な論点としてきたわけですが、この審議の時には特に、外部的、政治的な権力というか、圧力に対して、放送局の自主・自律というものをどのように具体的に確保していくのかという問題が、極めてリアルな課題として突きつけられました。

3番目は、ちょっと踏み込んだ問題提起として「制作者の内部的自由」を挙げておきたいと思います。通常、放送制作物は、その事業体組織が最終的な責任を負い、故に経営主体が権限を持つということは前提とされているのですが、だからと言って、その組織内部に

いる個々の制作者たちの自由とか意思は、その組織の業務命令の中に全て回収されてしまっているのだろうかという問題提起をいたしました。これは様々な国で法的な問題として議論されておりますので、ご興味があれば、この意見書の最後に「業務命令と制作者の自由をめぐる論点の整理」という形で、付録として掲載しておりますのでご覧ください。ここでは内部的自由は、必ずしも圧殺されてしかるべきものではなく、その現場の関係性の中で議論されて、生かされねばならないということを指摘しています。

委員会決定第 8 号：TBS『放道特集NEXT』ブラックノート詐欺事件報道に関する意見（2010年4月2日）

次はブラックノート詐欺事件報道に関する意見です。この事案では特に、取材方法の遵法性が問題になりました。キーワードは、「違法または不適切な取材方法」と「品位・社会通念」ということになります。もちろん、ここで行われた、取材段階で郵便受けを開けて郵便物の中身を見たとか、発信器を付けたとか、そういうことは、法的には確かに問題性はあるだろうと、もちろん意見書の中でもしっかり指摘はしております。そう言った上で、「そういう行為の是非は、行為の外形的な事実のみで形式的に即断すべきではなく、報道の使命や公益性・公共性との相関、それから必要性・緊急性との度合い、他に代替手段がないのかどうか等、取材状況の個別特殊な事情を勘案して判断されなければならない」と。つまり、社会的な通念でいいとか悪いとかという基準だけで、我々は取るべき行動について短絡的な判断をしてはいけないのだ、放送の使命に照らしてどうしても一線を踏み越えなくてはならない時があるとするならば、そこは勇気を持って、確信を持ってやるということに対して、放送倫理は道を閉ざすものであってはいけないという意見が、ここでは示されました。

もう一つ指摘されたものが「信頼関係の空洞化」ということです。実はこの番組は報道局のいわゆる外部組織、外部プロダクションによって制作されたものでした。そこでここでは、テレビ局と外部制作スタッフの間でどのような信頼関係が築かれていたのかということ、問題として提起しました。

委員会決定第 14 号：日本テレビ『news every.』「食と放射能 飲み水の安全性」報道に関する意見（2012年7月31日）

4 番目の事例は、震災後に取り上げた日本テレビ『news every.』の飲み水の安全性報道に関する意見です。これは、いわゆる放射能の被害と非常に密接な関係を持つ内容の番組であるだけに、福島の方々も関心を持ってご覧になっていたかと思います。ここでの問題点をキーワードとして 3 つ出すとすると、「証言と事実性の問題」「利害関係者の問題」「問題が繰り返される」ということになります。

今、報道番組の中の特集企画とかワイドショーの中のコーナーVTRで、問題の当事者を探し出してインタビュー映像を撮ることが非常に多くなっていますよね。こうした証言

は、それがあつて、報道内容への事実性や客観性が担保されると期待されて使われていると思うのです。しかしそもそもその証言は、どれほどまで必要なのか。やみくもに取り上げてはいいないだろうかと。つまり証言に対する必要性の意識ばかりが先行して、発言してくれる人の立場への遠慮みたいなものが生じて、その証言者の言っていることや本当に取り上げるべき証言者なのかという点の検討が甘くなっているのではないかということが、この事案では指摘されたかと思ひます。

この事案では、「私は買った飲み水を飲んでひますよ」と言つた人が、実はその飲み水の販売会社の関係者だつたわけなのですけれども、そういう利害関係者がテレビ報道の中に入り込んでしまうことが多々起つている。そのことへの注意喚起も行ひました。今、審議中の事案も含めて、一般の人たちの声を事実性の担保として使う番組形式が一般化している。それに伴つてインタビュー映像が引き起す問題が繰り返されている。

この「繰り返される」ということはいついどういふことなのか。我々が皆さんと共有しているはずの倫理的な判断基準が、一種の「べからず集」として理解されている、つまり「やつていいこと・やつていけないこと」が、現場では非常に形式的に理解されているということなのではないか。倫理を固定的な縛りとして理解すると、ケース・バイ・ケースの、現場での柔軟な発想とか、臨機応変な対応が阻害されて、結果として問題が繰り返されているということなのではないだろうか、と。こうした問題提起は、今、読み返してみると、改めて重要ではないかなと思ひますね。

読み解くべき2つのポイント

今、4つの事案にそれぞれ3つずつ、キーワードを本当に端折つた感じでご紹介をさせていただきましたが、これらのキーワードの中から、さらに我々が読み解くべきポイントを挙げていくと、2つあると思ひます。

ポイントの1つ目は、放送の使命を実現していくために、我々は、それを脅かすような力に対して、常にケアしていかなくてはいいないだろうということです。外部的な力というのは、4つあります。第一に、NHKの問題において非常に顕著だつた「政治的な力」。二番目は「経済的な利害」。これも非常に多い。番組の内容や制作過程を取りこんで、ある種の公正性を失わせるきっかけを作つてしまうことが多々あります。それからもう1つは「大衆心理」。視聴者を意識して番組づくりをすることは大切ですが、社会の気分というものが大きく一定の方向に向かっている時に、放送もついついそつち側に合わせてしまうようなことはないだろうか。ここまでの三つは外部的な力ですが、最後は「自分たち」です。同じように毎日の業務を繰り返している中で、思考が固定化してしまつて、臨機応変な判断ができなくなつてしまつて、「自分たち」が自ら型にはまってしまうようなことが起つてないだろうか。この4つの力に、我々は常に注意しなくてはいいないのだということを、これらの意見書は示唆しているように思ひます。

それから2つ目のポイントは、どういふところで、なにが引き金になつて放送倫理を踏

み超えてしまうのかという、そのリスクの在り処です。それは3つあります。まず1つ目は専門的な領域です。現代社会に起こる問題とは、非常に専門的に、領域が多岐に分かれていて、報道が何も知らずに取り扱うには難しい部分が多々あります。だからこそ報道に携わる人間には、ある程度の前提となる知識が必要で、それがあって一線を踏み越えなくて済むということがあるわけですね。つまり知識不足が一つのリスクになる。2つ目は取材手法です。そもそも取材自体がリスクなものなのですが、あるリスク研究者は、「リスクは、視点を変えてみればチャンスでもある」と言っていました。ですから取材を、リスクを伴うものとして認識しつつも、どういう時にそれを踏み越えなきゃいけないのか、やるべき時があるとすればそれはいつかと、積極的かつ自覚的に向き合うことが必要なのだろうと思います。それから、報道であるが故に、常に真実性を訴えなくてはならないわけですが、その真実性を、何をもって担保しようとしているのかにリスクは潜んでいる。そこに安易さはないだろうかというチェックも、必要でしょう。最後に一番難しい問題として、編集があります。映像表現をしている限りは、編集は避けられない。その映組み立ての中に、意図と違うものや歪めるものが混ざり、伝わり方が変わってしまうことが多々あるわけなので、そうしたことに実はリスクが潜んでいるということです。こうしたリスクの在り所というものを、第二のポイントとして、この4つの事案から学ぶことができるのではないかと思います。

前提としての信頼・目標としての信頼

先ほどから放送の使命ということはずっと言ってきました。放送倫理基本綱領には、民主主義の社会の実現に資するためとか、国民の幸福のためとか書いてありますが、私はここで「信頼」という言葉に注目したいと思っています。この言葉は、基本綱領以外にも、いくつも、いろいろな形で、放送倫理に関わる文章の中で使われています。

たとえば、先ほど取材手法のリスクについての話をしましたが、リスクの高い取材手法を採るにしても、この場合はせざるを得なかったのだと言える妥当性を確保するためには、視聴者との間や、制作者スタッフ間で、しっかり信頼関係ができていくということが大前提になります。まず放送局の組織内の信頼、つまりチーム一丸となって一つの問題に向き合っていく、これがまず、最初にあります。そして被取材者との信頼。それから、社会的使命という原理原則に照らして、合意形成ができるかどうか。このことが実はすごく大事なポイントのように思います。

放送は今までの60年を超える歴史の中で、ある一定の信頼を視聴者との間に築いてきたと思います。しかし、その積み重ねてきた信頼は、日々の行動の中で、常にリフレッシュされ、新たに作り上げていった結果。つまり、過去からあるものを守るというよりも、信頼は、日々再生産されていくものなのだ、ということを再認識させられるわけです。

放送倫理基本綱領の最後のほうに、「放送に携わるすべての人々が、この放送倫理基本綱領を尊重し、遵守することによってはじめて、放送は、その使命を達成するとともに、視

聴者・国民に信頼され、かつ愛されることになると確信する」と書いてあります。つまり信頼自体が、実は目標なのであり、目的であると。で、それが回り回って、次なる取材、次なる番組作りの前提になると。この循環的な流れの中で、我々はいろいろな活動をやっているのだということを、私は今までの意見書を一通り見ていく中で改めて感じ、今日、この場をお借りして申し上げたいと思いました。この問題がどのように福島放送局の皆さんの問題意識と重なり合うかということに関しては、是非、このあと皆さんと議論を試みたいと思っております。